裁判員制度施行後の刑事裁判に関する授業づくりの試み ――中学生向けワークシートの検討と作成を通して――

上 田 理恵子·石 本 大 祐*·福 田 愛 子* 中 山 篤**·江 口 直 也*

A Teaching Plan for Criminal Procedures Following the
Launch of the New Lay Judge System
— Analyzing and Devising Worksheets for Junior High School Students—

Rieko Ueda, Daisuke Ishimoto, Aiko Fukuda Atsushi Nakayama and Naoya Eguchi

はじめに一授業の概要と報告の構成について一

本稿は,2008年度後期に熊本大学教育学研究科社 会科教育専修で開講した『社会科授業研究』におけ る授業実施内容の報告である.

当該年度の授業で刑事司法を授業研究のテーマに 選んだのは、以下の二つの理由による。一つ目の理 由は、法律学担当の教員が授業を担当することと なったことである。司法改革の一環として推進され てきた法教育に関する出版物は、2004年の法教育研 究会「報告書」前後から急増している。かねてから 担当教員には、法教育に関する教材について、学生 たちと検討したいという考えがあった。ただし、教 育実習前か途中の学部学生では、まだ始まったばか りのプロジェクトである法教育の教材を検討するに あたり、実感が伴いにくい。それに比べ、『社会科授 業研究』の受講生4名は、現職の中学校社会科教員 を含めた大学院の修士課程1年生であることから、 担当教員にとっては願ってもない機会となった。

二つ目の理由は、是非をめぐる議論の絶えない裁判員制度の施行を翌年に控えていたことである.この点について、受講生たちには、さらに二つの視点からの関心がある.ひとつは自身が裁判員に選出されるかもしれないという一般市民としての当事者意識である.もうひとつは、学校教育の担い手としての立場からも、裁判員制度にも向き合っていかなければならない.という意識である.

授業では、以上のような動機づけをもとに、10月中は法務省の作成した裁判員制度の広報用映画の視聴にはじまり、裁判員制度に関する賛否両方の立場

からの文献の講読,刑事訴訟に関する基礎理論の習得に努めた.その過程では,法制史や政治思想にまで言及することもあった.

11月からは、明治図書刊行の江口勇治・渥美利文編著『「法教育」Q&Aワーク』(以下、『「法教育」Q&Aワーク』と略す)の「第3章 裁判とわたしたち」のなかから、刑事裁判に関する部分を中心として受講生間で分担してワークシートを分析し、報告と討議を行い、それらをふまえて新たなワークシートを提案する、という作業が続いた、選書理由としては、学校教育における法教育の普及のために中心的に関わって来られた諸氏を執筆者としていること、刑事司法に関する教材事例が多いこと、また実際には授業を実施できないため、授業方法が紹介されたものより、教材の使い方を議論できるような対象を求めていたことによる。

このほか, 3月には授業の締めくくりとして, 受講生による先方との交渉, 準備に従い, 熊本地方検察庁・熊本地方裁判所への見学会が実現された.

現職教員や社会人経験者の参加のおかげか,11月 以降からの作業や見学会の実施に関しては、受講生 からの自主的かつ積極的な働きかけによるところが 大きい.3月の見学会においても、質疑応答では、 裁判員の評議の守秘義務を徹底する一方で、評議の 内容を公表しないなら、この制度の適正な運用状況 はどのように担保されるのか、裁判員候補者に選ば れたことを教員が生徒に話してもよいのか、など、 広報用の冊子には回答が用意されていなかったよう な、踏み込んだ質問が相次いでいた.

以下では、『「法教育」 Q & A ワーク』 を対象資料 とし、「1. 刑事裁判はどうして必要か?」(石本)、「2. 事実認定と被疑者・被告人の権利」(福田)、「3. 少年法の役割と死刑の問題を中心に」(中山)、「4.

^{*} 熊本大学教育学研究科

^{**} 熊本大学教育学研究科, 嘉島中学校教諭

裁判員制度をどのように捉えさせるか」(江口)の順に、各節の冒頭で分担者の問題設定を明示し、(1)対象資料の分析、(2)提案するワークシート、(3)ワークシートの解説を紹介している。

このような取り組みは初めてなので、対象資料に変更を加えるのか、全く新しいワークシートを作成するのかは各節の分担者に一任している。また、註については各節ごとに、使用・参照文献は一括して文末に掲げてある。

1. 刑事裁判はどうして必要?

裁判員制度が2009年5月から実施され、多くの関心が寄せられている。『社会科授業研究』の授業で学んできたとおり、その制度は未だ、多くの問題が残ったまま実施されており、今後も改善されていくものと考えられる。なぜ裁判員制度が取り入れられるようになったのか?と実施前から多くの議論がなされてきたが、賛成派の多くが挙げたのが、有罪率の高さを改善することだった1. 裁判員制度がその解決になるかは、今後も議論されることになるだろうが、現行の裁判に、もしくは職業裁判官に問題が生じているのは事実と思われる.

そこで、法教育における基礎として、刑事裁判がなぜ必要であるかという点で、どのような授業が考えられるか提案したい、今回対象資料とする、『「法教育」Q&Aワーク』を検討し、ワークシートを再考する.

(1) 対象資料の検討

今回検討した資料は、「刑事裁判はどうして必要?」²「法廷をのぞいてみよう」³である。

「刑事裁判はどうして必要?」では、我々が安心して暮らすためには、自由や権利が守られなくてはならず、社会のルール違反に対し、疑われた人が本当にやったかどうかを判断するのが刑事裁判であるとしている。学習活動として、3つの事例をあげ、その中のどのような事例が刑事裁判で扱われ、またそれぞれの事件で訴える人、訴えられる人を挙げさせている。そして最後の設問として刑事裁判の必要性を考えさせている。

「法廷をのぞいてみよう」では、法廷の様子から、 法曹三者の位置を確認させ、法曹三者のつけるバッ ジから役割について考えさせている.

以上のワークシートを検討すると、生徒(対象を中学3年生とする)にとってなぜ刑事裁判が必要なのかという最も教えたい点が、最も考えにくいと思われる。生徒は自分自身が、訴えられる側にたつという考えがないため、その点からも考えさせると刑

事裁判の必要性について深く学習できると思われる。 そこで様々な立場から刑事裁判を考えさせることに 焦点をあてたワークシートを作成した。

(2) 提案するワークシート

最初に、福岡で起きた飲酒運転による交通事故で 幼児3人の命が犠牲になったという事件について、 二つの新聞記事すなわち当日の事件報道と業務上過 失致死傷罪を適用した地裁判決(福岡地裁2008年1



イラストは、『新しい公民』熊本県版(浜島書店) p.66より転載



イラストは、『新しい公民』熊本県版(浜島書店) p.66より転載

月8日判決)の記事を配布し、説明する、続けて、以下のワークシート作業に移る。

(3) ワークシートの解説

授業の対象は、中学3年生の公民的分野で、裁判官や弁護士等、裁判の概要を学んだ後の、裁判の種類を学ぶところがよいと思われる、授業時間は、1時間あれば十分である。

参考とした『「法教育」Q&Aワーク』では、刑事 裁判と民事裁判を全く別として取り扱っているが. 本ワークシートのように一つの事件から見る場合. 民事裁判は刑事裁判に付随し, 両方が行われること が多い. 教科書でも刑事裁判と民事裁判は別とされ. 訴える人と訴えられる人の言葉の暗記で終わること が多いため、本ワークシートでは、一つの事件から 考えさせることとした. また事例として, 具体的な 事件を挙げた方が生徒も考えやすいと思われる. 『「法教育」Q&Aワーク』p. 70の問題4では、刑事 裁判の必要性について、あなたの考える理由となっ ているが、生徒は、自分が訴えられる立場を想定す ることはなく、悪い人を裁くために必要であるとい う立場で終わってしまいがちだと考えられるため. 本ワークシートでは、被告人の立場を考えさせるこ とにした.

註

- 1 木村晋介 (2008)
- 2『「法教育」Q&Aワーク』pp. 70-71
- 3『「法教育」Q&Aワーク』pp. 72-73

2. 事実認定と被疑者・被告人の権利

2008年3月に告示された小学校・中学校の新学習 指導要領に盛り込まれた法教育は1990年代以降主と して三つの潮流から形成されてきたとされる¹. 第 一に弁護士会・司法書士会などの法律実務家から提 起された「司法教育」,第二に社会科教育学の研究者 によるアメリカの法教育の紹介・分析を基盤とした 取り組み、第三に政府の司法制度改革のなかで提起 された「司法教育 | である、渡邊弘(2008)が指摘 しているようにこの第三の潮流における「司法教育」 は司法制度改革審議会意見書の基調に深く規定され ており、そこでは政府が「改革」の名のもとにすす めている自由競争、規制緩和の渦中にある現在の日 本社会(あるいは国際社会)で生き抜く力を国民ひ とりひとりが身につけることが強調されている. 2008年度の『社会科授業研究』では、統治客体から 統治主体へという国民の意識改革を目指すことをう たった裁判員制度が、その制度自体の是非を問うこ

となしに、社会科の授業で取り扱われるということ 自体が統治客体意識から脱却できない国民を再生産 するということに繋がりかねないのではないかとい う疑問が常に我々につきまとっていたように思う.

2009年5月までに実施されることになっている裁 判員制度は新学習指導要領において小学校6年生と 中学校3年生で扱うこととされている. 渡邊弘 (2008) は今まで紹介された裁判員制度に関する授 業プランを分析し、三つの問題点を指摘している 2 . そこでは第一に先ほど指摘したように裁判員制度そ のものの是非について問うことがないこと、第二に 裁判員としての参加が原則として義務になっている ことについての批判的な分析がないこと、第三に現 在の日本の刑事裁判が抱える様々な問題点に触れて いないことが挙げられている. 渡邊弘(2008)が第一, 第二の問題点を取り上げたときに紹介している磯山 恭子(2006)の授業プランを参照してみると、「裁判 員の参加する刑事裁判に関する法律」(以下,裁判員 法とする) が裁判員制度の単元を構成する際の重要 な手がかりであるとされ、これらのなかでも「裁判 員の構成とその人数、裁判員が参加する仕事、裁判 員が参加する対象となる事件, 裁判員を選任する方 法, 裁判員の資格と欠格事由, 裁判員の辞退の理由, 裁判員の守秘義務、裁判員の負担への配慮、裁判員 の保護措置、そして、裁判員の日当と交通費」3が裁 判員制度の学習事項として考えられており, これら の紹介だけでよいのであれば、政府の広報DVDや パンフレットに目を通すだけでよいのではないかと いう疑問が残る.

今回私が提案する法教育のワークシートは、『「法教育」Q&Aワーク』をもとに作成したものである。渡邊氏も指摘しているように裁判員制度の授業を作る際の留意点のひとつは刑事手続の基本的な原則と被疑者・被告人の権利についての理解を深めることである⁴. そこで、現在の刑事裁判の問題点をしっかりと理解したうえで裁判員制度の授業構成を考えていくことが重要であるとの考えにたち、以下①事実認定と②被疑者・被告人の権利についてのワークシートを提案する.

(1) 対象資料の検討

①事実認定

参考: 「本当のことは誰にもわからない? —事実 認定—」⁵

まずは『「法教育」Q&Aワーク』で提案されているワークシートを紹介し、その内容を検討する.以下に『「法教育」Q&Aワーク』で提案されているワークシートを示す.指導のポイントで「どの証拠が検察側、もしくは弁護側に有利か考えながら分類」し

問題 1

事実はどのようにして認定されるのでしょうか.

問題 2

次の事例の中には、事実の認定につながる証拠として、どのようなものがあるか、挙げてみましょう。

×月×日深夜 12 時頃、○○町のコンビニエンスストアに帽子をかぶり、サングラスをかけた男が強盗に入った。店員をナイフで脅し、「金を出せ」と要求してカウンターから現金 30 万円を奪うと、外に止めてあったバイクで逃げようとした。その際、店員が止めようともみ合いになり、男は自分の携帯電話を落として逃げ去った。翌日、携帯電話の契約者であり、また、店員の供述内容に近い背格好をした、同町に住む A 男を察疑者として逮捕した。A 男の持ち物を調べると、現金 28 万円とナイフを所持していた。 調べに対し、A 男は強盗が入った時間帯は就寝していたと、容疑を否認した。また、携帯電話は 3 日前に紛失した、ナイフは趣味のキャンプの必需品であり、現金もキャンプ用品を買うために貯めていたものであると主張した。

問題3

逮捕された被疑者がすぐに罪を認め、全てを自白し、これこそが真実であると主張した場合でも裁判を行うのはなぜでしょうか。

た方がよいとされているので、『「法教育」Q&Aワーク』のpp.84-85の分類を参考にして、検察側と弁護側に分けて新たな問いを設けた.

また検察の取調べの段階で自白がとられていても 裁判を行うことについて考えさせるために事例を二 つにわけて否認事件と自白事件について考察させる。 そして裁判の場で、法が保障する適正な手続きをへ て提示された検察側と弁護側の証拠をもとに事実を 認定する裁判官の役割をおさえ、裁判における検察 官・弁護人・裁判官の役割を再確認させたい。

②被疑者・被告人の権利

参考:「なぜ悪人を弁護するの? ―検察官と弁護 十— |⁶

「裁判で、黙っていていいのはなぜだろう?―被 告人の権利―」⁷

まず「なぜ悪人を弁護するの?―検察官と弁護士―」のワークシートでは、生徒たちの「なぜ弁護士は悪人を弁護するのか」という意識にみられる「被疑者=悪人」という前提が成り立つことの怖さにいて指摘してある。この傾向は何も生徒だけにしてず大人にも同様に言えることである。被疑者とは犯して逮捕された場合でも裁判で罪が確定するまでは犯しと決めつけてはいけないし、不当に重い刑を執行されてはならない。国家権力を背景とする権力を行ける検察官によって訴追される、立場の弱い被告人の権利を守るために、弁護士の役割が重要であることが強調されている。

また「裁判で、黙っていていいのはなぜだろう?一被告人の権利―」のワークシートでは、指導のポイントや解説で、日本国憲法に被告人の権利を守るための細かい規定がある理由について考えさせることの大切さが述べられている。しかし生徒を含む我々の意識では黙秘を「悪いことをしたから何も話さない」と思い込む傾向が強いだろう。黙秘権が憲法で保障されていることをはじめ、黙秘権を含む被

疑者・被告人の権利が保障されていないとどのような事態がおこりうるかを考えさせるにあたり、この二つのワークシートをまとめて新たなワークシートとして提案したい.

(2) 提案するワークシート

①事実認定

問題1

判決の基礎となる事実は何に基づいて認定されるのでしょうか。

問題 2

×月×日深夜 12 時頃、○○町のコンビニエンスストアに帽子をかぶり、サングラスをかけた男が強盗に入った。店員をナイフで脅し、「金を出せ」と要求してカウンターから現金 30 万円を奪うと、外に止めてあったパイクで逃げようとした。その際、店員が止めようともみ合いになり、男は自分の携帯電話を落として逃げ去った。翌日、携帯電話の契約者であり、また、店員の供述内容に近い背格好をした。同町に住む A 男を容疑者として逮捕した。A 男の持ち物を調べると、現金 28 万円とナイフを所持していた。

(事例 1)

調べに対し、A 男は強盗が入った時間帯は就寝していたと、容疑を否認した。また、 携帯電話は 3 日前に紛失した、ナイフは趣味のキャンプの必需品であり、現金もキャ ンプ用品を買うために貯めていたものであると主張した。

問題 2-①

上の事例で検察側はどのようなことを証拠として持ち出し、被告人の有罪を立証しようとするでしょうか。

問題 2-②

また、弁護側はどのようなことを証拠として特ち出し、検察の曖昧な点を追及するで しょうか

問題 2-(3)

事実認定は誰がおこなうのでしょうか.

(事例 2)

調べに対し、A男はすぐに自分がやったことを認めて、全てを自白した.

問題 2-④

事例2のような場合でも裁判を行うのはなぜでしょうか.

②被疑者・被告人の権利

問題 1

身に覚えのないことで逮捕された場合, 逮捕された人にどのような影響があるでしょうか。

問題 2

現行犯逮捕と、そうでない場合の手続きとして違うことは何でしょう.

問題 3

遠捕令状は誰が発行するのでしょう。また、なぜその人物が発行することになっているのでしょう。

問題 4

任意同行と逮捕は何が違うのでしょうか.

!考えてみよう!

· ニュース,新聞などで「逮捕」「被疑者」「被告人」「黙秘」と見聞きするとどういう イメージもちますか。

	みんなのイメージ	司法の立場からみると…
逮捕		
被疑者		
被告人		
黙秘		

問題 5

黙秘権が保障されていないとどのようなことが起こるでしょうか。

問題 6

被告人が弁護されるのはなぜだと考えますか。

問題 7

日本国憲法で被疑者・被告人に保障されている権利をあげてみましょう。また、それらの権利が保障されていないとどのようなことが起こるか考えてみましょう。

(3) ワークシートの解説

各ワークシートの使用時の留意点をもってワーク シートの解説としたい.

①事実認定

このワークシートは民事裁判と刑事裁判の違いを 取り扱うときの刑事裁判の説明のときに補足的に用 いるのが望ましいと考える(所要時間としては 10~15分程度).冤罪事件がうまれないように,裁判の場で,法的な手続きをへて証拠をひとつひとつ検証しながら事実が認定されるということを確認し,自白を「本人が言っているのだから間違いない」と簡単にとらえてしまうのではなく,自白は非常に有力な情報であるけれども,あくまで証拠の一つとして裁判の場で判断されるべき材料であることをおさえさせたい。

②被疑者・被告人の権利

このワークシートは裁判と人権について考える小単元で一時間とって用いたい.まず,教科書で被疑者と被告人という言葉について確認する.次に,逮捕という行為は任意同行と異なって,逮捕されようとしている本人の意に反してできる行為だが,その刑事手続の中の身柄の拘束も,法にのっとって行われるべきものであることを強調したい.また,生徒の持つ「逮捕」「被疑者」「被告人」「黙秘」についてのイメージを取り上げ,法の手続きにおいて考えられているそれらの言葉のもつ意味との乖離について気づかせる.予想される答えとしては以下のように考えられる.

	みんなのイメージ	司法の立場からみると…
逮捕	有罪、犯人	法的手続きにのせる前段階
被疑者	悪人,犯人	犯人ではない
被告人	悪人、犯人	犯人ではない
黙秘	犯罪を隠している	憲法で保障された権利

問題7では日本国憲法の第33条~第39条を配布する.時間がなかったら,あらかじめ第33条~第39条を被疑者の権利と被告人の権利とに整理⁸しておいたプリントを配布し,それぞれの権利が保障されていないとどうなるかについて考えさせる.ここでは日本国憲法の刑事手続的人権規定がかなり詳細になっていることに気づかせたい.さらに大日本帝国憲法と比較させるならば,大日本帝国憲法の第23条~第25条をあわせて配布することも有効である.またこのように憲法で保障されている権利があるにもかかわらず,自白強要事件⁹がおこっていることもあわせて紹介したい.

註

- 1 渡邊弘(2008)pp.36-39.
- 2 同上, pp.39-40.
- 3 磯山恭子(2006)pp.25.
- 4 渡邊弘(2008)p.40
- 5『「法教育」Q&Aワーク』pp.74-75
- 6 同上, pp.76-77.
- 7 同上, pp.78-79.
- 8 渋谷秀樹・赤坂正浩(2004)pp.32-39.

9 自白強要事件の事例としては,2003年4月13日投開票の 鹿児島県議会議員選挙・曽於郡選挙区において当選した ある議員の陣営が焼酎や現金を集落住民に配ったとし て公職選挙法違反容疑で逮捕された事件をめぐる捜査 の段階で,鹿児島県警察が自白の強要や長期拘留など違 法な取調べを行ったとされる「志布志事件」を紹介した い. 2007年には供述調書の信用性が否定され,主犯はじ め被告人12人全員に無罪判決が出され,控訴されなかっ たため無罪が確定した.

3. 少年法の役割と死刑の問題を中心に

2009年5月21日, 国民が刑事裁判に参加する裁判員制度が実施される. すでに裁判員候補者名簿登録が始まり, 制度導入を想定した裁判も行われている. 実際に, 名簿登録に関する書類が郵送される, 裁判では被害者に関する証拠を映像で提示されたことなどが物議を醸している. 実際に運用される段階になり, その現実感が, 国民に大きな不安を与えると共に, どのようにこの制度と向き合うか, 関心が高まっている.

そしてこの制度の理解を図るため、学校教育にお ける学習の必要性も唱えられている.

このような状況の中で、どのような学習を行うべきであろうか.ここでは、少年法、死刑の問題について学習すべきことを提案したい.

(1) 対象資料の検討

裁判員制度導入に伴う社会科授業のあり方を検討するため、『「法教育」Q&Aワーク』に掲載されている三つの資料に検討を加え、活用しやすいように整理を行った。

検討した資料は、以下のようである.

「犯罪を行った中学生の名前が新聞に!? - 少年法の役割 - \int_{1}^{1} では,少年犯罪に関連し少年法が取り上げられ,少年の健全育成のために少年法があることを理解させることが目的となっている.学習活動として,罪を犯した少年にどのような処遇をすべきか,処遇の理由は何かを考えさせるものとなっている.そして,ワークシートの解説には2001年に少年法が改正されたことを取り上げ保護主義から厳罰主義へと移行したが,「保護」か「厳罰」かということではなく,大人と子どもの間である,少年をどう更正させるかしっかり考えて欲しいとなっている.

「死刑は『残虐な刑罰』か?」²では、死刑が取り上げられている。死刑は、被害者の報復感情を果たすためにあるのではなく、国が国益のために実施することを理解させることになっている。学習活動は、死刑制度の存廃について意見を述べるものとなって

いる.この学習に関するワークシートの解説には、裁判で下される最も重い刑について一人ひとりがもっと関心をもつべきとされている.

「『みんなで決めた』法律が変! - 裁判所は「憲法の番人」- 」 3 では,法律自体が取り上げられ,「みんなで決めたもの」であることの確認と自分たちの手でつくったものだから,変えられるのだと言うことを生徒に実感させることが目指されている.

これらの資料を検討した結果、共通点として被害 者に焦点が当てられていないことが指摘できる。例 えば、加害者の実名報道の問題性、教育の必要性は 問われているが、被害者の存在、実名報道などにつ いては触れられていないこと. 死刑制度の運用に関 して「裁判に携わった裁判官、検察官、弁護人など の関係者の精神的負担は大きなコストとして社会に 跳ね返っているはずです.」と関係者への負担は問 題視されているが、関係者の中に被害者および被害 者遺族は入っていないことが上げられる. さらに. 「様々な犠牲を強いて死刑制度を存続させ、執行を 続けても、被害者は生き返ることは決して無い」と 続く.「被害者が生き返ることはない」からどうす べきなのかを考える必要はないのだろうか、むしろ、 被害者救済に焦点をあて、法や制度を捉えなおすこ とで、法律が変えられるものであること、制度の意 義を生徒に実感させることができるのではないだろ うか. 以上のことから、被害者救済に焦点をあてた ワークシートの作成を試みた、そのワークシートの 構成は以下のようである.

この中で扱う事件は、1997年5月に発生した神戸 事件と1999年4月に発生した光市母子殺害事件であ る.この二つの事件を取り上げた理由は、少年法の 改正に大きな影響を与えたこと、死刑の是非、被害 者救済の必要性など多くの問題を提起しているから である。また、社会的にも大きな話題となった事件 であり、学習する生徒たちもメディアを通じてその 事件に触れる機会もあるからである。

具体的なワークシートについては、次節で紹介する.

《ワークシートの構成》

ワークシートI

項目:「少年犯罪から考えよう-少年法の改正-」 内容 ①2つの事件の概要/②少年法の適応と改正

/③厳罰化と人権保護

ワークシートⅡ

項目:「被害者を守る一報道と法整備一」

内容 ①事件をめぐる報道/②被害者救済の変化

/③救済策の課題問題1

(2) 提案するワークシート

①少年犯罪から考えよう一少年法の改正一 事前に三つの資料を配布する.

配布資料

- [1] 「神戸事件」(1997年5月,14歳の少年により, 11歳の少年が殺害され,切断された頭部が中 学校の正門に置かれ,警察に挑戦状とも取れ る声明文が届けられた事件.)当時の新聞記 事
- [2] 「光市母子殺害事件」当時の新聞記事
- 〔3〕 少年法第1条と第61条の条文

配布した二つの事件〈神戸事件〉〈光市母子殺害事件〉の新聞報道配事を読んで、事件について考えてみましょう。 問題1 あなたは〈神戸事件〉の少年に科せられた処遇は、ふさわしいと思いますか、また、その理由は何でしょうか。 問題2 二つの事件に共通する。加害者の特徴は何でしょうか。 問題3 少年(二十歳未満)には、少年法が適用される。このことを、どう思いますか。 この法(2001年の「改正」以前)の下では 〈神戸事件〉: 県を和した少年が14歳だったため、刑事責任を向えない マスコミの報道: 氏名や事真の公長: 被害者の心情を着しく傷つけた

②被害者を守る一報道と法整備一

問題1では、最初に2001年6月の大阪教育大学附属池田小学校の児童が殺傷された事件当日の新聞記事を配布し、読ませる時間を設ける、記事の内容は、病院や警察で保護者が悲しむ様子を克明に報道した社会面から選ぶ、問題2では、①で用いた二つの事件の新聞記事を用い、ワークシートによる作業を続ける。

(3) ワークシートの解説

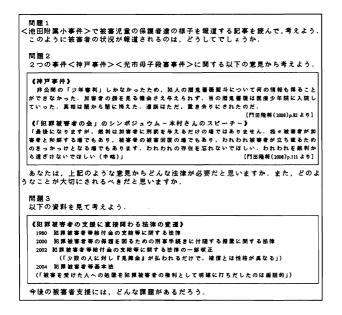
各ワークシート使用時の留意点を示しておきたい. ①少年犯罪から考えよう一少年法の改正一

少年法の改正は、刑事罰を科せられる年齢の引き 下げ、重大事件を起こした場合に刑事裁判にかける など、厳罰化されたと言われている。少年法を扱う 場合、この厳罰化に焦点が当てられることも少なく ないであろう。しかし、少年法の意義は、あくまで も少年を更生させ、社会の中で自立できるように教 育することにあることを確認しておいていただきた い、その際、付添人制度についても言及していただ きたい。

また、被害者・被害者遺族の思い⁴にも触れることでより深く考察できると思われる。

②被害者を守る一報道と法整備ー

問題1に関連しては、2004年12月に犯罪被害者等基本法が成立して以来、犯罪や災害および事故の発生に関連した報道では、「被害者の状況」について伝えられている。これは、犯罪被害者救済の観点とさらに被害者が理不尽な経験をしていることを、広く



知らせることにつながっている. 今回取り上げた資料は,2001年のものであるが,被害者の経験・思いが知らされるものである.

犯罪被害者支援は、「社会的援助」「訴訟支援」「経済的援助」「心理的援助」など多岐にわたる。そのため、各地で支援団体が形成され取り組みが行われているが、被害者支援の歴史は非常に浅いことにも触れておきたい⁵.

問題2に関連しては、<光市母子殺害事件>の被害者である本村洋さんが出演したテレビ番組で、被害者の置かれている状況について述べている事⁶にも触れ、考察していただきたい。

問題3に関連しては、2005年に策定された犯罪被 疑者等基本計画⁷、2008年に取り入れられた被害者 参加制度にも触れ、その意義についても考えたい。

また,朝日新聞の社説「母子殺害死刑 あなたが裁判員だったら」(2008年4月23日掲載)は,視点を変えて加害者,被害者について考えることができる.参照していただきたい.

註

- 1『法教育Q&Aワーク』pp.80-81
- 2 同上, pp.86-87
- 3 同上, pp.88-89
- 4「被害者遺族の思い」については, 土師守(2002) p.186 が参考になる.
- 5 小西聖子 (2006) によると、日本における民間組織による被害者支援は、1992年東京医科歯科大学の山上皓教授らにより犯罪被害者相談室の設立からスタートしたと言われている。

- 6 具体的な状況については門田隆将 (2008) p140参照して いただきたい.
- 7 5つの重要課題が指摘されている。確認しておきたい。 ①損害回復・経済的支援②精神的・身体的被害の回復・ 防止③刑事手続きへの関与拡充④支援等のための体制 整備⑤国民の理解の増進と配慮・協力の確保

4. 裁判員制度をどのように捉えさせるか

2009年5月21日をもって一般市民の参加する裁判員制度が開始した。現行学習指導要領には、裁判員制度そのものについての記載はないが、現行学習指導要領においても、「司法」に関する記載部分である大項目「(3) 現代の民主政治とこれからの社会」の中項目「イ民主政治と政治参加」中の「法に基づく公正な裁判の保障があることについて理解させる」があり、この「法に基づく裁判の保障」に関する学習の中で、裁判員制度について触れることが考えられる¹.

裁判員制度は、英米で行われている「陪審制度」とは違い、裁判員は、犯罪事実の証明について判断するだけでなく、その犯罪事実がどのような犯罪になるかという法律の適用と、どの程度の刑を科すかという量刑についても判断しなければならない².しかし、この裁判員制度、ビデオやDVDといった裁判員制度とはどういうものかという紹介映像を見てみると、裁判員に選ばれると、そのために仕事を休まなくてはならなかったり、罰則付きの守秘義務が課されたりするなど、裁判員への負担が決して少なくないこと、実務的な内容が多く盛り込まれている.

確かに今,裁判員となる市民の一番の関心事は,「どうしたら裁判員にならないですむか」ということかもしれない。制度に対する疑問や質問は数多く,それに対応した制度解説の書籍もたくさん出版されている。しかし、教育という点で考えた場合必要なのは、制度の詳しい情報・解説と合わせて、よくわからない刑事裁判についての基本的な知識ではないだろうか。

この裁判員制度は今後,日本の司法において国民が直接司法に参加するという点で,非常に重要な意味合いをもつ.国民の関心も高く,まだ実施された回数としては数例ではあるが,将来的には必ず誰しもが候補となる可能性がある.また,幅広い層の国民からの主体的・積極的参加が求められるところ,裁判員制度の円滑な実施を可能とするためには,将来,裁判員として裁判員制度を支えることとなる生徒に対しても,裁判員制度の意義や重要性を理解させ,自らが将来の裁判員制度を担うのだという意識

を持たせることが重要となる. そのため中学生の段階で制度成立の背景やその果たす意味合いを教えていくことが、学校教育の果たす役割として必要なことであろうと考えている.

(1) 対象資料の検討

「一般市民が人を裁く? ―裁判員制度―」3

ここで設定された問題は、大きくまとめると以下のようになると考えられる。一つ目は裁判員制度導入後の裁判はどのようになるのか、二つ目は裁判員制度が導入された背景はどのようなものであるのか、三つ目は裁判員に必要な資質とは何か、である。ここでの指導のポイントとしては、生徒の不安を取り除くこと、市民としての意識の向上を目指すことなどがあげられている。

授業で裁判員制度を取り扱うにあたり,以下のようなねらいを設定する.

- ①新しくスタートした裁判員制度について興味を もつ
- ②裁判員制度とこれまでの司法制度の違いを理解 する
- ③裁判員制度導入の背景と課題を考える

(2) 提案するワークシート

問題 1 なぜ裁判員制度を導入するのだと思いますか.

問題2 裁判員制度と今までの裁判とはどのような点が大きく異なるでしょうか. また, 裁判はどのように変わっていくでしょうか. 考えてみましょう.

問題3 裁判員制度で審議される内容はどういうものでしょう.

- A 刑事裁判で扱われるすべての内容
- B 民事裁判で扱われるすべての内容
- C 刑事裁判でも重大事件と呼ばれる内容
- D 刑事裁判でも比較的軽度をされる内容
- E 刑事事件・民事事件どちらの内容も審議される

問題4 実際に裁判員として選出される確率はどれくらいだと思いますか. 選択肢から 選んでみましょう.

- A 1,000人に1人
- B 5,000人に1人
- C 10,000人に1人
- D 50,000人に1人

問題5 事例をみて、考えてみましょう.

- (1) 事例において有罪か無罪か考えてみましょう.
- (2) 自分の考えとグループ内の他の友達はどのような考えを持っているか比較し、 意見交換をしてみよう。

問題 6 あなたが裁判員候補に選ばれたら、どうしますか、「参加したい」「参加したくない」それぞれで理由を書いてみましょう。

(3) ワークシートの解説

問題1:裁判員制度が導入された背景を捉える事で、司法が変わっていることを知る。ただ単に制度が変わった事実のみを教えるのではなく、なぜ変わったのか、どうして変える必要があったのかを知ることで、裁判の行程の変化のみならず参加をしていかなければならないという国民に対して変化を求めている姿勢があることも考えていく必要

があるものと考える.

問題2:ここでは制度自体の変化を生徒に考えさせることにより、従来の裁判制度との違いを明確にし、裁判員制度に変わったことによるメリット、デメリットを考えさせるものである。現在、裁判員制度については各方面の有識者の中で自分自身はかかれているものであり、その中で自分自身はこの裁判員制度についてどのような意見をもつのかを表したい、教員はどちらの意見をも尊重し、この制度が今後どのように運営されていくことでより充実した制度になるかを生徒たちが自ら導き出せるよう支援していくことが必要となる。

問題3:裁判員制度においてどのようなケースが裁 判員制度に採用されるかを把握することで、裁判 員に選出された際に極めて重要な責務を果たさね ばならないことを考える必要がある. また. 重大 事件に対して裁判員制度が採用されるわけである が、何が重要事件であるのかがはっきりしないた め、資料として「裁判員制度が適用される対象事 件一覧」⁴などを利用するといいのではないだろ うか、裁判員が参加するのは刑事裁判であり、刑 事裁判では、ある人が犯罪を行ったのかどうか. 行ったとしてどのような刑罰を加えるかを判断す る. 犯罪を行えば刑罰を加えられるということは 社会の重要なルールであり、刑罰は犯罪を防止し 自由に安心して暮らせる社会を実現する上で重要 な役割を果たしている.一方で.刑罰は人の自由 や財産を奪うものであり、刑罰を加えるかどうか の判断をするにあたってはきちんとした証拠に基 づいた十分な検討をしなければならない、このよ うな刑罰や刑事裁判に関する理解は、裁判員の役 割や裁判員制度の意義を理解する上で、不可欠の 前提であるということも併せて教えていくことも 必要である.

問題4:ここでは、実際に裁判員として選出される確率を生徒に問う。都道府県別に確率は上下すらが、決して低い確率ではないらこと、又自らがその対象となりうることを考えさせることできる。 裁判員制度の参加者として知識を得ておくできるという学習意欲を高める効果も図っていく。 また、裁判員として選出される確率のみならず、裁判員候補者として名簿に記載される確率ならずも組み合わせることで、より高い効果を生み出で裁判員制度の対象となる刑事事件が全国でどの程度発生しているのか、裁判員に選出されるまで、 破率のみならず1年間で表別できよう。また、確率のみならず1年間で表別できよう。また、確率のみならず1年間で表別できまり、表別の資料として、表別の資料として、地方裁判所別裁判員制度対象事件数5を見て、それぞ

れ考えさせてみることもよいのではないだろうか、 問題5:「裁判員制度」に関する学習では、刑事事件 の模擬裁判を実施前に、まずは刑事裁判の流れや 進められ方などについて理解を深めることが必要 である. 刑事裁判はただ単に刑罰を与えるもので はなく、本当に刑罰を与えなければならないのか を証拠や発言をもとに検討し決定する. 裁判員に 選出されればその部分に関して非常に大きな責任 をもつことになるため、刑事裁判を理解すること は裁判員制度に参加する上で必要不可欠な知識と いえる. そのため. 事前に刑事裁判についてパン フレットや教員の説明を踏まえた上で実施するこ とが求められる. 刑事裁判の原則である「無罪推 定」などの説明を踏まえた上で模擬裁判を実施し. 裁判員制度における裁判の流れ、そして選ばれた ことに対し、十分な検証のもと有罪・無罪の決定 と有罪の際の刑罰の決定まで考えさせなければい けないものであると考えられる。また事例を通し て、なぜそのように考えたのか事例の中での発現 などを自ら整理し、グループ内でそれを論理的に 説明しなければいけないため、その力を養うこと ができる. 事例については法務省により掲載され ている裁判員裁判の事例を参考にすることができ a^6 . ここでは証拠品なども提示されており、よ り具体的・本格的な模擬裁判を行うことができる. その中で他の人との意見の食い違いがもちろん出 てくると考えられるが、実際の裁判員制度のもと ではそれらの意見を集約し、一つの結論として答 えを導き出していかねばならない、そのため、裁 判に参加するということの難しさと意義を考えさ せることもできると考えられる。また、事例の中 では裁判官,検察官,弁護人といった法曹三者が もちろん出てくるわけであるが、これら三者の役 割についてもこの模擬裁判を通して得ることがで きる. 三者の役割を把握することで裁判員には何 が求められているのかを考える機会にもつながる. このように、生徒は、自らを裁判員の立場におい た上で他者と議論をすることで、事象を多角的に 考察する力や、他者に自らの考えを適切に表現す る力を体得し、ひいては、これら一連の学習を通 じ、裁判員制度の意義と機能を理解することが可 能となる.

問題6:ここでは、単に「参加したい」「参加したくない」を問うのではなく、その理由を明記させることで、裁判員制度に対する生徒の考えを問う質問である。この質問により、現在論議されている裁判員制度の賛否について触れ、抱える問題点や改善点を考えるものである。これまでのワーク

シートで得た知識や実際に模擬裁判を通して感じたこと、これは変えてみてはどうだろうかという意見を集約し、今後自身がかかわっていくことになる裁判員制度について、もう一度見直していく、最後に行うことで、より裁判員制度について注目して今後見ていけるのではないだろうかと考える.

註

- 1 法務省ホームページ http://www.moj.go.jp/SAIBA-NIN/index.html
- 2 同上
- 3『「法教育」Q&Aワーク』pp.90-91.
- 4 法務省/裁判員制度コーナー http://www.moj.go. jp/SAIBANIN/pdf/kyozai-kosei
- 5 最高裁判所 (2008) p.50
- 6 法務省により、教材として裁判事例が掲載されている. ここでは、冒頭陳述から被告、裁判官のやり取りが逐一、 また証拠品の絵などが挙げられており、より具体的な模 擬裁判を実施することができると考えられる.

おわりに

以上のとおり、裁判員制度の施行直前の時点での、 刑事司法をテーマとするワークシートづくりの取り 組みを紹介してきた、今回は実践そのものの報告が 目的であっただめ、全体を通してまとまりを欠いて も、敢えて個別の分担者による問題意識や考察、提 案を自由に執筆してもらっている。

また、著作権使用許可願いのために出版社を介してメールのやりとりを始めるようになって、対象資料である『「法教育」Q&Aワーク』の執筆者の方々から、ご指摘をいただいた点もある。教材の検討当時から、こうしたやりとりが始められなかったのか、時間数を限られていたとはいえ、教材を授業で活用する機会を設けることはできなかったのか、授業計画の上で指導教員の立場から反省させられることは多い。

それでも、受講生の皆さんが、限られた条件のなかで真摯に作成してくれた成果として、本報告を発表させていただく意義は充分にあると確信している。たしかに、都市圏では教師集団と法曹集団との協力も進み、出版物の数は短期間のうちに急増しつつある。実務法曹や法科大学院生による出張教室の実例も紹介されている。例えば、授業開講中の2008年11月には、東京大学法科大学院・出張教室編著『ロースクール生が、出張教室、法教育への扉を叩く9つの授業』(商事法務)も刊行された、法曹界や法科大

学院生が、各地で出張教室を開いてくれることも夢 ではないかもしれない

しかし、総務省統計局によれば、2009年度現在、日本では中学校の数だけでも10,864を数える.加えて、各地の法曹界や法科大学院の状況も一様ではないため、法教育に対する取り組みにも地域差が出るのは避けられない。その一方で、裁判員制度や検察審査会制度の改正、被害者参加制度など、司法制度についてだけでも、一般市民の積極的参加を見据えた改革が、全国規模で矢継ぎ早に進行中である。こうした状況についてインターネット等に頼るのみならず、教員からの学びを望む児童・生徒は各地に存在する.

また、仮に出張教室が普及するとしても、そうした取り組みの活用を含めてカリキュラム全体に責任を負うのは、最終的には学校の教員であることも忘れられてはならない.

とすれば、教員養成課程の学生たちに、法教育の 具体的な方法について考えてもらう意義は、まだ充 分に残っているはずである。

今回のような取り組みが、学生、教育関係者とともに、建設的な試行錯誤を重ねていくきっかけのひとつになれば幸甚である.

最後に、紹介したワークシート作成のための著作権使用にあたり、快くご許可をくださった皆様に、この場を借りて厚く御礼申し上げる.

文 献

全体を通して使用した文献

江口勇治・渥美利文編著(2008)『「法教育」Q&Aワーク中学編』明治図書

各節ごとの参照・使用文献

3300日 - 』新潮社

- 1.木村晋介(2008)『激論!「裁判員」問題』朝日新聞出版 浜島書店編集部(2008)『新しい公民』熊本県版(浜島書 店)
- 2.磯山恭子(2006)「裁判員制度」橋本康弘・野坂佳生編著 『"法"を教える 身近な素材で基礎・基本を授業する』明 治図書

渋谷秀樹・赤坂正浩(2004)『憲法1人権 第2版』有斐閣 アルマ

渡邊弘 (2008)「新学習指導要領と法教育」『民主主義教育 21』 vol.2

- 3.土師守(2002) 『淳』新潮文庫 小西聖子(2006) 『犯罪被害者の心の傷』白水社 門田隆将(2008) 『なぜ君は絶望と闘えたのか-本村洋の
- 4.法務省ホームページ http://www.moj.go.jp/SAIBANIN/index.html

最高裁判所ホームページ http://www.saibanin.courts.go.ip/

最高裁判所(2008) 『裁判員制度ナビゲーション』 最高裁判所(2007) 『よくわかる!裁判員制度Q&A』 読売新聞社会部裁判員制度取材班(2008) 『これ1冊で裁 判員制度がわかる』中央公論新社